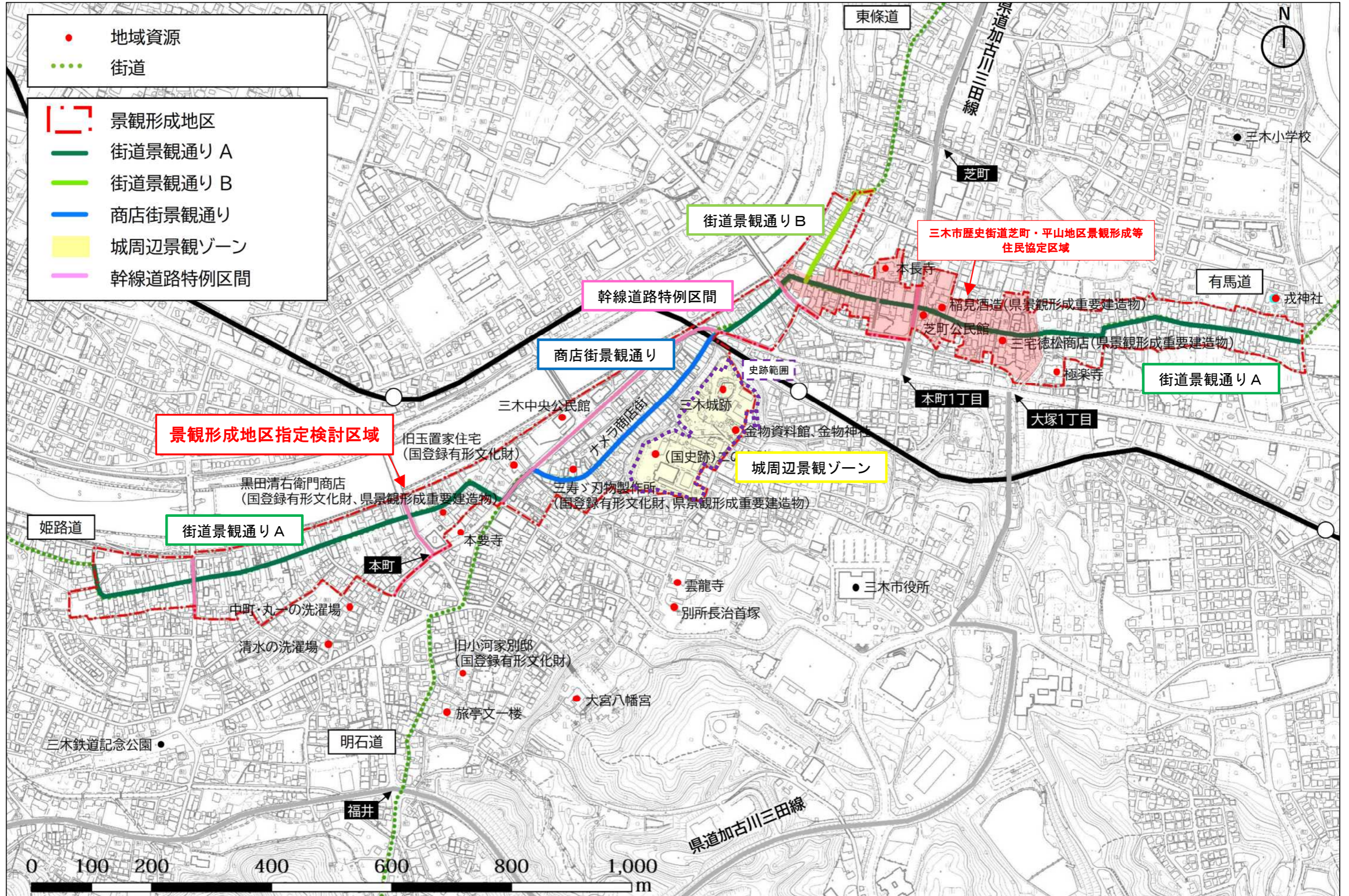


景観形成地区の区域及び景観形成基準【案】

景観形成地区の区域【案】



景観形成基準【案】

(1) 建築物・工作物に関する基準

| 区域 | 項目 | 景観形成基準 | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| | | 建築物 | 工作物 | |
| 指定地区 全域 | 高さ | ・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り(注1)から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。 | ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。 | |
| | 屋根・庇 | ・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。 | | |
| | 外壁 | ・白、黒、灰色、茶系統又は濃青系の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 ①色相YR系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下 ②色相BG系、B系、PB系及びP系の5Pまでは、明度8以下、彩度2以下 ③無彩色 | | |
| | 建具 | ・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。 | | |
| | 外構 | ・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。 | | |
| | 建築設備等 | ・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注1)や美囊川から目立たないようにする。 ・屋上設備を設置する場合は、通り(注1)及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。 | | |
| | 掲出物 | ・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。 | | |
| | 街道景観通り A (注2) | 壁面の位置 | | ・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。 |
| | | 高さ | | ・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。 |
| | | 屋根・庇 | | ・和瓦葺きとするよう努める。 |
| 外壁 | | ・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。 | | |
| 建具 | | ・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。 | | |
| 外構 | | ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。 ・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。 | | |
| 掲出物 | ・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。 | | | |
| 街道景観通りB (注2) | ・「街道景観通りA」の基準に沿うことが望ましい。 | | | |

| 区域 | 項目 | 景観形成基準 | | |
|------------|-----------------|--|---------------------------------|-----------------------------------|
| | | 建築物 | 工作物 | |
| 指定地区 全域 | 商店街景観通り (注2) | 壁面の位置 | ・「街道景観通りA」の基準と同じ。 | ・上の丸公園からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。 |
| | | 掲出物 | ・広告物等は、地域の賑わいを演出するデザインや色づかいとする。 | |
| | 城周辺景観ゾーン | 高さ | ・「街道景観通りA」の基準と同じ。 | |
| | | 屋根・庇 | ・「街道景観通りA」の基準と同じ。 | |
| 幹線道路特例区間 | 外構 | ・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。 | | |
| | | ・県道に面する建築物(「街道筋景観通りAB」及び「商店街景観通り」に面する建築物については、周辺景観との調和に配慮を要する。)については、「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。 | | |

(2) 自動販売機に関する基準

| 項目 | 景観形成基準 |
|-----|---|
| 位置 | ・隣接する建築物の壁面から突出しないよう努める。 |
| 意匠 | ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。 |
| 色彩 | ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけげばけしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 |
| その他 | ・覆い、囲い、ゴミ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。 |

注1: 「街道景観通りAB」をいう。

注2: 対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。